

都内避難者の皆様への 定期便



都内に避難されている皆様へ、東京都からのお知らせをお送りします。

今月のお知らせ

今月は、都営住宅募集のお知らせや、全国避難者情報システム等の届出のご案内のほか、都内避難者の皆様への各窓口一覧を同封しています。しほたん通信では、相続登記の申請義務化制度の過料について説明しています。

～都内避難者支援課からのお願い～ 定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2340 (直通)

受付時間 平日9時～17時

ふるさと写真 ～岩手編～



岩手県「小岩井農場の一本桜と岩手山」

奥羽山脈の最高峰で南部富士などの異称をもつ岩手山。その堂々とした姿は、石川啄木や宮沢賢治の作品にも描かれ、地元の人々が心を寄せる「ふるさとの山」として親しまれています。残雪の岩手山と新緑の大地を背景に一本桜（エドヒガン）が咲き誇るさまは、岩手の春を象徴する絶景です。

岩手県「すき昆布の煮物」

世界有数の漁場として知られる三陸の海は、海藻の宝庫でもあります。「すき昆布」は、三陸沿岸でとれた若い昆布をポイルして細くカットし、板状にして乾燥させたもの。間引きをしない若い昆布を使用しているため、やわらかな歯ごたえがあります。「すき昆布の煮物」は、すき昆布に干しいたけやにんじん等を組み合わせ煮た料理です。生産地である普代村の郷土料理でもあります。県内全域で日常的に家庭料理として食されていて、ひろく地域に根付いています。



県が発行している情報紙のご案内



岩手県「いわて復興だより」

お問い合わせ

- 岩手県復興推進課

019-629-6945

- 電子版URL

<https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/fukkounougoki/dayori/1002315/index.html>



宮城県「みやぎ県政だより」

お問い合わせ

- 宮城県総務部広報課

022-211-2283

- 電子版URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/kenseidayori.html>



福島県「ふくしまの今が分かる新聞」

お問い合わせ

- 福島県避難者支援課

024-523-4250

- 電子版URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-wakarusinbun.html>



東京都からの定期便や各種支援情報につきまして

定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

検索

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



復興支援対策部では、「東京都くらし・住まい」アカウントで被災地・被災者支援に関する情報発信を行っています。

東京都 くらし・住まい

@tocho_shouhi



と ない ひ なんしゃ でん わ そう だん まど ぐち
都内避難者電話・メール相談窓口

避難生活の悩み、一人で抱えていませんか？
ご相談は、電話・メールで受け付けています。

※対象／東日本大震災により都内に避難された、すべての方

 **0120-978-885**

受付時間 平日9時30分～17時

◎メール相談も受け付けています



otagaisama@tcsw.tvac.or.jp

※メールは常時受け付けています。(返信は、平日、9時30分～17時の間に行います)

上記相談は、東京都と協定を結び、東京都社会福祉協議会が実施しています。

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

ふくしまの今とつながる相談室 toiro **024-573-2731**

毎週 月・水・金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口（福島県委託）もあります

医療ネットワーク支援センター **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分 メール：soudan@medical-bank.org

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課 **022-211-2424**

月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて被災者支援センター サブセンター **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

東日本大震災により避難されている皆さまへのお願い

ー全国避難者情報システム等の届出についてー

▶ 引っ越しをされたら手続きが必要です

- ・ 同じ区市町村内へ転居される場合でも、「全国避難者情報システム」の手続きが必要です。
- ・ 住民票の手続きをされた場合でも、それとは別に「全国避難者情報システム」の手続きをお願いします。

手続き方法は、
下記の2か所に届け出が必要です。
手続きの詳細は、各区市町村の窓口
にお問い合わせください。

- (1) 転居前にお住まいだった区市町村の窓口
- (2) 新たにお住まいになる区市町村の窓口

例えば、福島県浪江町から避難し、新宿区の
の応急仮設住宅に入居していたが、退去
し、世田谷区へ転居した場合。

➡ **新宿区と世田谷区へ届け出が必要となります。**
まずは、各窓口へお問い合わせください。

▶ 全国避難者情報システムに登録をしておく

- 避難元の県・市町村から登録された所在地あてに、様々なお知らせを送ることができます。
- 現在お住まいの区市町村での、避難者の方々に向けた支援に役立てられます。

▶ 避難を終えた場合（定住・帰郷など）

全国避難者情報システムの登録解除の手続きが必要です。

避難先の区市町村窓口及び避難元の市町村窓口へ届け出て
ください。詳細は、避難先区市町村窓口へお問い合わせください。

▶ 原発避難者特例法に基づく届出も 手続きが必要です（※対象地域の方のみ）

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

住所が変わった場合は、その都度、避難元の市町村窓口へ
届け出てください。

詳細は、避難元市町村窓口へお問い合わせください。



全国避難者情報システムは、避難されている方への支援を目的としています。
お住まいの住所や現状等に変更がありましたら、必ず届け出下さいますよう、
皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

東京都総務局復興支援対策部都内避難者支援課

電 話 03(5388)2340

受付時間 平日9時から17時まで

都内避難者支援課HP <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



都営住宅における毎月募集のご案内

毎月中旬頃、東日本大震災被災者の方を含む世帯も対象に若年夫婦・子育て世帯向け及び結婚予定者等向けの都営住宅入居者募集を行っています。つきましては、6月に実施する募集についてお知らせします。

1 募集戸数 250 戸程度

※内訳は「若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む。）向け」、「結婚予定者向け」、「単身者向け」、「居室内で病死等があった住宅」です。

※募集戸数は変更となる場合があります。

2 申込受付期間 令和7年6月16日（月曜日）～6月30日（月曜日） （申込書のダウンロードは6月24日まで） 郵送受付は、問合せ先に18時00分必着

3 主な申込資格

（（1）～（3）のいずれか及び（4）（5）に該当すること）

- （1）東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方
- （2）福島県東京電力原子力事故による居住制限者
- （3）福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者（全員避難、一部避難）
- （4）所得が定められた基準内であること
- （5）その他都営住宅の入居資格にあてはまること

4 申込方法

申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。また、オンラインでの申込みも可能です。

なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。

- ・都庁第二本庁舎13階窓口
- ・東京都住宅供給公社（都営住宅募集センター・各窓口センター）
- ・東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時（土・日・祝日を除く）】

URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/>

～都営住宅の要件に当てはまらない方は～

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。
お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2025年6月1日

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
8月1日（金） ～18日（月） 申込書配布は 8月12日（火） まで	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）	申込書配布期間（土・日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社HPからダウンロードすることもできます。	募集の概要については、広報東京都（募集月の第1日曜日に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社HP（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
2月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

2 都営住宅（毎月募集 抽せん方式）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬	若年夫婦・子育て世帯、結婚予定者向（定期使用住宅）、単身者向、居室内で病死等があった住宅 ※単身者向・居室内で病死等があった住宅は2・5・8・11月を除いて募集	配布は行っておりません。募集日程の間のみダウンロードをすることができます。	募集の概要については、公社HP（募集日程は毎月5日頃公表）でお知らせします。

3 都営住宅（随時募集 先着順方式）

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。定期募集及び毎月募集で申込みのなかった都営住宅の一部が募集されます。	都営住宅入居者募集サイトからお申込みください。  なお、電話でも申込を受け付けます。 随時募集専用ダイヤル ☎03-5467-9266	募集の概要については、公社HPでご確認ください。

4 東京都施行型都民住宅募集（先着順募集）

募集時期	募集内容	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。	公社HP、都営住宅募集センターで申込みできます。 https://www.to-kousya.or.jp/kouei/to/ 【問合せ先】 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山3F ☎03-3498-8894	募集の概要については、公社HPでご確認ください。

◎東京都住宅供給公社HP <https://www.to-kousya.or.jp/>

◎テレホンサービス 03-6418-5571 プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれません。

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口 専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（J-KKねっと）でもお申込みできます。



令和 7 年 6 月

東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。6月号は、昨年施行された相続登記の申請義務化制度の過料について説明します。

相続登記義務を怠った場合の過料について

令和6年4月1日に相続登記義務化に関する法律が施行されました。

相続(遺贈を含む)不動産の所有権を取得した相続人は、相続が開始したことを知り、自分がその不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。そして、登記官が登記申請義務に違反した者に相当の期間を定めて催告し、「正当な理由」なく、その期間内に登記申請をしないときは、10万円以下の過料の適用対象となります。過料を免れることができる「正当な理由」とは、次のようなものです。

- (1) 相続人が極めて多数で、かつ、戸籍等の収集や相続人の把握等に多くの時間を要する場合
- (2) 相続人等の間で争いがあり相続不動産の帰属主体が明らかにならない場合
- (3) 登記申請義務者自身に重病その他これに準ずる事情がある場合
- (4) 登記申請の義務者が配偶者からのDV被害者その他これに準ずる者であり、その生命・心身に危害が及ぶおそれがある状態で避難を余儀なくされている場合
- (5) 登記申請の義務者が経済的困窮により、登記申請に要する費用を負担できない場合、等

(法務省「相続登記の申請義務化について」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00599.html から抜粋)

しかし、本当に「正当な理由」に該当するかどうかの判断は難しいものです。そのため、期限内に相続登記をすることが難しい場合には、「相続人申告登記」という新しい制度が新設されました。

この申告登記をすれば、期限内の相続登記義務を履行できることになります。

詳細は、最寄りの司法書士又は司法書士会の下記相談センターをご利用ください。

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後2時～3時40分）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～4時30分

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時、土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

原子力損害賠償に関する 個別相談会・請求書作成支援

日 程

6月29日(日)

会 場

東京都 錦糸町

『すみだ産業会館』



予約制

弁護士による個別相談

原発賠償に詳しい弁護士が原子力損害賠償全般
のご相談に対応いたします。賠償請求で困って
いる方は、ぜひご相談ください！



時 間

10:00～16:00

(休憩12:00～13:00)

※ 原則として1組1時間までご相談いただけます。

予約制

行政書士による 請求書作成支援

第五次追補に関わる追加賠償等の
請求書の作成支援。増額事由等で
書き方が分からない方は、ぜひご
利用ください。請求書の記入は
ご自身でお願いします。

時 間

10:00～16:00

(休憩12:00～13:00)

事前予約は
こちらから



通話料無料

0120-330-540

受付時間 9:30～17:00 月～金（祝休日を除く）



NDF

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

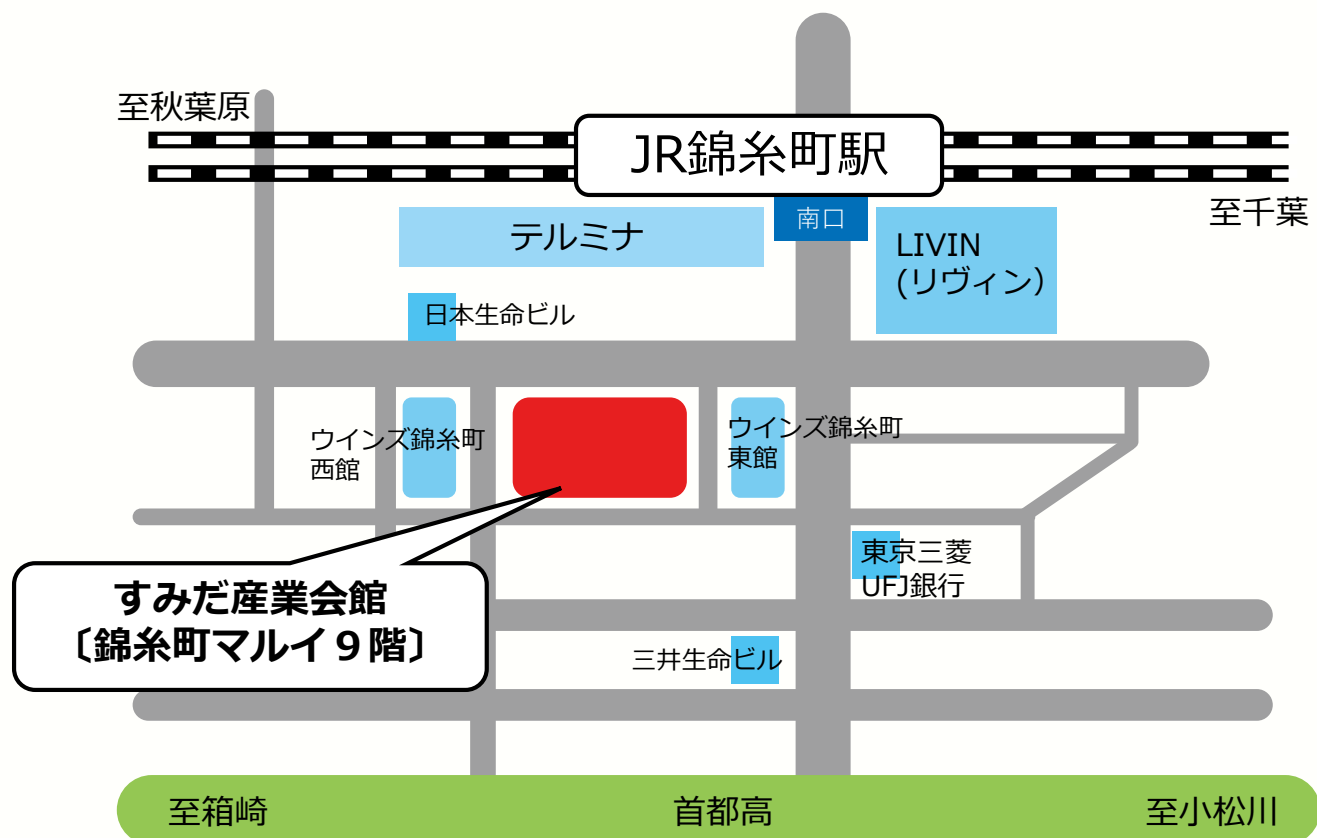
【会場】 東京都 錦糸町

すみだ産業会館 会議室4（錦糸町マルイ9F）

住所：墨田区江東橋3-9-10 丸井共同開発ビル

【周辺案内図】

JR総武線「錦糸町駅」南口駅前 錦糸町マルイ9F



★会場へは、建物左脇のシースルーエレベーターをご利用ください。

※ 専用駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- ・ 請求漏れがないか相談したい！
- ・ 住居確保にかかる費用の賠償請求について相談したい！
- ・ ADRの申立てについて相談したい！ など

専門家へ
ご相談
ください！

ご来場が難しい場合は、**電話相談** をぜひご利用ください！



(通話料無料)

0120-013-814

【対応時間】 10:00～13:00、14:00～17:00 月～金（祝休日を除く）

- ・ 行政書士による電話での情報提供
- ・ 弁護士による電話相談：【事前予約制】祝日を除く毎週火・木10:00～13:00

オンラインでの
ご相談も可能

宮城県から県外に避難されている皆様へ

宮城県からの お知らせです

東日本大震災で宮城県から離れ、現在も県外にお住まいの方を対象に、広報紙を郵送します。

御希望の方はいずれかの方法で御連絡ください

QR コードを読み込み
回答フォームで申請



メール又は電話

(電話受付時間 8:30~17:15)

①氏名 ②避難元住所
③現(避難先)住所
を記載してください



担 当：復興支援・伝承課 震災復興支援班

電 話：022-211-2424

メール：denshoh@pref.miyagi.lg.jp

東日本大震災津波で被災された皆さま お困りごとがある方はお気軽にご連絡ください

仕事がうまくいかず、
家賃や住宅ローンの支
払いが大変。

収入が減り、家計
を見直したい。

家庭問題等どこか
ら解決していけば
いいかわからない。

ひとり暮らしで、こん
なこと、どこに相談し
てよいかわからない。

主に**沿岸地域**にお住まいの方

0193-30-1034

主に**内陸や県外**にお住まいの方

019-601-7640

メールでのご相談

info@sumaiansin.net

相談は無料です

■弁護士相談(予約制)

■相談支援員によるサポート

■ファイナンシャル・プランナー個別相談(予約制)



<http://sumaiansin.net>



被災者支援センター

〒026-0024 釜石市大町 2-4-7

FAX 0193-30-1034

〒020-0821 盛岡市山王町 10-6 山王ハイツ 2F

FAX 019-601-7641

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)

※当センターは、岩手県からの委託により認定特定非営利活動法人インクルいわてが運営している被災者支援事業です。